

ISSB: Scope3 開示義務化から次の流れへ ～「Scope4 削減貢献量」開示が他社との差別化につながる～

2024年2月1日

株式会社三井住友トラスト基礎研究所

私募投資顧問部 上席主任研究員 菊地 暁

ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)はTCFDが推奨する開示事項を具体的な開示基準として整理・統一し、2023年6月26日に「IFRS S1号:サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」および「IFRS S2号:気候関連開示」を発表した。今後、TCFD提言に代わってIFRS S1号およびS2号をベースに開示方法を統一する方向で進められている。IFRS S2号に従い、GHG排出量は計測範囲を定めたScope1・2・3の開示が段階的に求められることになるが、日本においても、いずれScope1・2に次いで自社以外の間接排出量を測定範囲とするScope3の開示が義務化されると考えられる。

そもそも、カーボンニュートラルの達成には、個々の事業者単位でのGHG排出量を管理するだけでなく、社会全体での排出量削減を捉える必要がある。Scope1・2・3とは別に、社会全体への削減貢献量を測定範囲とするScope4の開示が制度化されれば、企業は社会全体の排出削減への貢献を事業機会と捉え、脱炭素技術開発に積極的に取り組むことができ、また、投資家への開示を通じて社会貢献をアピールすることが出来る。Scope1・2・3開示義務化の規制遵守に留まらず、積極的にScope4を意識した取組・開示を行い、他社との差別化につなげていくことが重要である。

<2024年は気候関連情報開示のターニングポイントとなる>

投資家は、投資対象となる企業等を選別するに当たり、比較可能な信頼出来る非財務情報を必要としている。一方で、企業の非財務情報の開示を巡っては、TCFDやGRI¹などの団体が策定した基準が乱立したことで、企業評価を行う投資家と、対応する企業の双方にとって負担となっていた。こうした課題を解決するために、国際的な会計基準設定機関であるIFRS財団は2021年11月3日、投資家の情報ニーズを満たすサステナビリティ開示基準の包括的なグローバル・ベースラインを開発するためのISSB(国際サステナビリティ基準審議会)を発足させた。その後、TCFDが推奨する開示事項を具体的な開示基準として整理・統一し、2023年6月26日に「IFRS S1号:サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」および「IFRS S2号:気候関連開示」を発表した。今後、TCFD提言に代わってIFRS S1号およびS2号をベースに開示方法を統一する方向で進められている。

気候関連情報開示の動向について詳しくみると、すでにカーボンニュートラルは国際的合意となり、これを推進すべく、開示の規制強化・義務化の動きが見られる。2021年6月にはG7財務大臣・中央銀行総裁会議において、「TCFDの枠組に基づく義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する。」との声明が発表された。その後グローバルではISSBが、欧州ではCSRD²、米国ではSEC³による気候関連開示基準が次々と発行・検討されている(図表1)。日本では、2021年6月11日にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、東京証券取引所プライム市場上場企業ではTCFD、またはそれと同等の国際的枠組

¹Global Reporting Initiative

²Corporate Sustainability Reporting Directive: 企業サステナビリティ報告指令

³Securities and Exchange Commission: 米国証券取引委員会

みに基づく気候関連情報開示の質と量を充実させることとなった。さらに、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告における提言を踏まえ、2023年1月31日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され(2023年4月以降から適用)、サステナビリティ情報の開示が詳細に求められることとなった。ISSBの基準適用は各国の判断に委ねられているものの、日本ではSSBJ⁴がISSBによるS1基準とS2基準の確定基準に相当する、日本版S1基準とS2基準の公開草案を2023年度中に公表、2024年度中に確定させる目標を明らかにしており、2025年4月以降の早期適用が可能となる予定である。このような動きから、2024年は気候関連情報開示のターニングポイントとなる可能性が高い。

図表1 気候関連情報開示義務化のスケジュール

対象	2021	2022	2023	2024	2025
ISSB	11月：ISSB設立 基準原案公表	3月：IFRS S1、S2 公開草案公表	6月：IFRS S1、S2 最終案公表	1月：IFRS S1、S2適用	
日本 上場企業等	6月：コーポレート ガバナンスコード改訂		4月～：有報にサステナビリティ 情報「記載欄」適用	3月：サステナビリティ 開示基準公開草案公表	3月：サステナビリティ 開示確定基準公表 4月～：IFRS S1、S2適用
EU 従業員500人以上の 上場企業等 上記以外の大企業		11月：CSRD承認	7月：ESRS第1弾採択	1月：CSRD適用 6月：ESRS第2弾採択予定	1月～：CSRD適用
アメリカ 大企業等		3月：SEC気候変動開示規則 案発表	SEC気候変動開示規則 発表予定		

注) ESRS (European Sustainability Reporting Standards: 欧州サステナビリティ報告基準)

出所) 環境省「気候関連財務情報開示を企業の経営戦略に活かすための勉強会」(2023.10.6) 資料をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

<Scope3 開示義務化へ>

2023年6月26日に発表されたISSB最終案「IFRS S2号:気候関連開示」により、GHG排出量は計測範囲を定めたScope1・2⁵の開示が求められることになる。適用初年度は緩和措置により自社以外の間接排出量を測定範囲とするScope3の開示が免除されるものの、早晚Scope3の開示義務化は避けて通れず、適用対象企業はScopeごとの開示に向けた準備を進める必要がある。Scope3を正確に把握するには上流・下流を含めたサプライチェーン排出量データが必要となるが、自社内だけでのデータでは算出し得ず、また評価対象範囲が広範にわたるため、企業には相応の負荷となると推測される。

日本においても、GHG排出量開示義務化の動きが見られる。「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正後の有価証券報告書目次(主項目)の追加記載事項には「気候変動対応が重要である場合、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の枠で開示すべきであり、GHG排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope1・2のGHG排出量については、積極的な開示を期待」と記載されている。現在、有価証券報告書目次(主項目)の追加記載事項ではScope3の開示までは求めていない。しかし、IFRS S2号に従い、GHG排出量は計測範囲を定めたScope1・2・3の開示が段階的に求められることになるが、日本においても、いずれScope1・2に次いで自社以外の間接排出量を測定範囲とするScope3の開示が義務化されると考えられる。

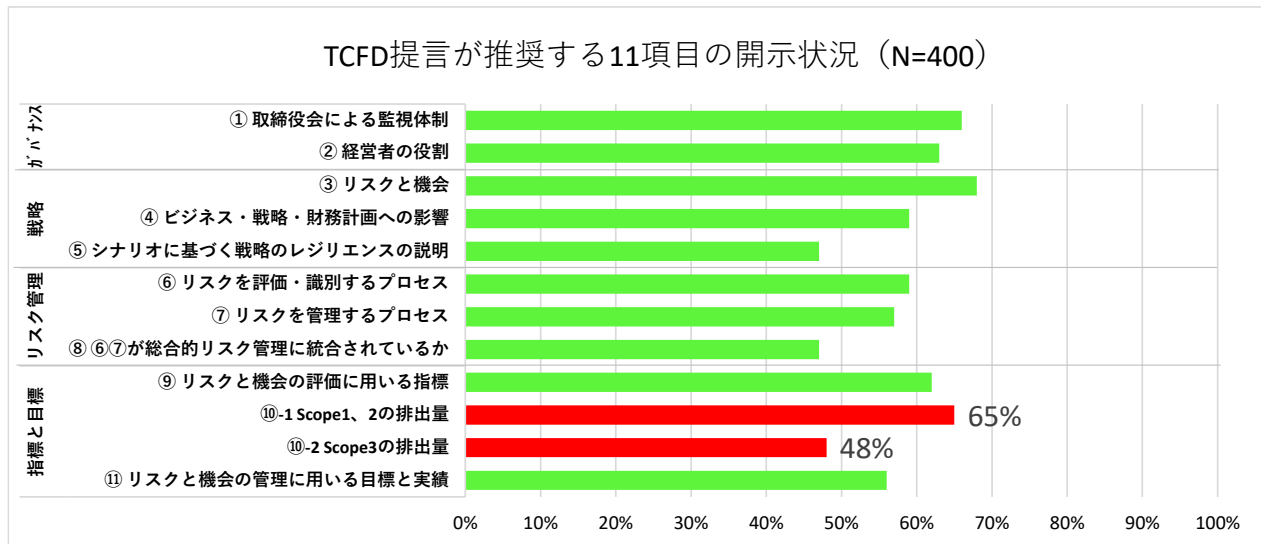
TCFD提言に沿った気候関連情報開示に関し、日本企業の開示状況はどうであろうか。これについては、株式会社日本取引所グループ実施調査(2022年10月末時点)が参考となる。JPX日経インデックス400構成銘柄

⁴公益財団法人財務会計基準機構(FASF)が設立したサステナビリティ基準委員会

⁵Scopeとは、温室効果ガスの排出量を測定する範囲のことを指し、Scope1,2,3に分類される。製品の原材料調達から製造、販売、消費、廃棄に至るまでの過程で排出されるGHG排出量(サプライチェーン排出量)についてScope1は自社直接排出量、Scope2は自社間接排出量、Scope3はその他の間接排出量を指す。Scopeの概念は、温室効果ガス算定・報告の国際基準である「GHGプロトコル」にて定義されている。

柄を調査対象とした結果、「⑩-1 Scope1、2 の排出量」は 65%(261 社)が、「⑩-2 Scope3 の排出量」は 48% (191 社)が開示していた(図表 2)。ISSB の公開草案では Scope1・2 に留まらず、カテゴリーごとの Scope3 の開示まで求めている。今後、投資家が求める情報開示の充実を期待したい。

図表 2 TCFD 提言が推奨する 11 項目の開示状況(全 400 社)



注) 調査対象:JPX 日経インデックス 400 構成銘柄(2022 年 10 月末時点)

出所)株式会社日本取引所グループ「TCFD 提言に沿った情報開示の実態調査(2022 年度)」(2023.1)をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

<特に不動産業は Scope3 開示義務化が避けられない>

TCFD 附属書改訂版には、「すべての組織に対して Scope3 GHG 排出量の開示を強く奨励する」、「Scope3 GHG 排出量を開示するかどうかを検討する際には、その排出量が自社の GHG 総排出量のかなりの部分を占めているかどうかを考慮するべきである」と記載されている。不動産業は GHG 排出量のうち、Scope3 の割合が 9 割以上を占める⁶とのデータがあり、Scope3 開示義務化は避けられないだろう。Scope3 はカテゴリー 1 から 15 に分類され、ディベロッパーの場合は上流から下流にかけて全てが、不動産運用会社の場合は、主にテナントに賃貸する資産の GHG 排出量把握がその対象となる。(図表 3)。

図表 3 Scope3 のカテゴリー区分

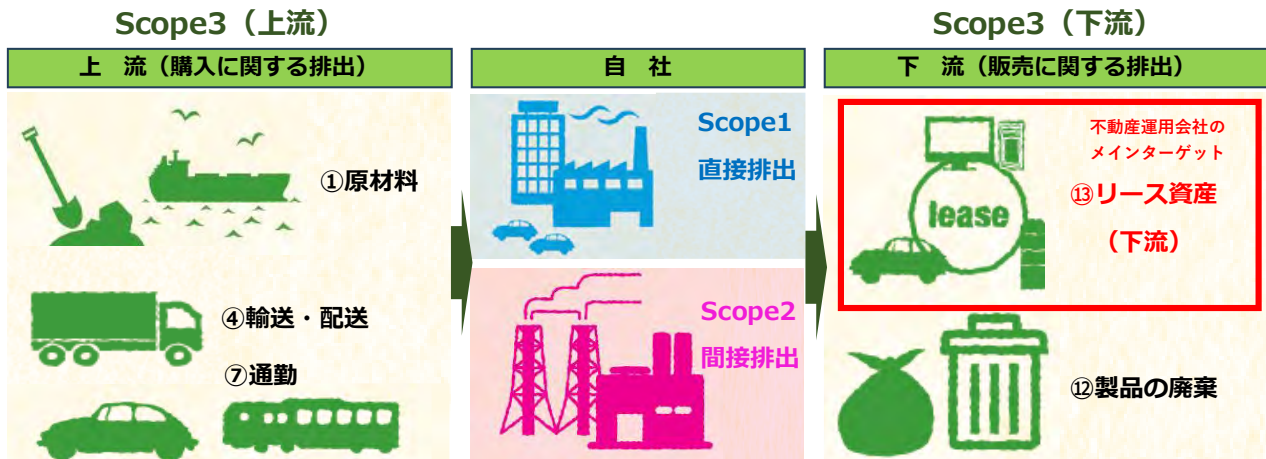
	区分	該当する排出活動(例)
上流	1 購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
	2 資本財	生産設備の増設(複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上)
	3 Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程(採掘、精製等)、調達している電力の上流工程(発電に使用する燃料の採掘、精製等)
	4 輸送、配送	調達物流、横持物流、出荷物流(自社が荷主)
	5 事業から出る廃棄物	廃棄物(有価のものは除く)の自社以外での輸送、処理
	6 出張	従業員の出張
	7 雇用者の通勤	従業員の通勤
	8 リース資産	自社が賃借しているリース資産の稼働
下流	9 輸送、配送	出荷輸送(自社が荷主の輸送以降)、倉庫での保管、小売店での販売
	10 販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
	11 販売した製品の使用	使用者による製品の使用
	12 販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送、処理
	13 リース資産	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
	14 フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1,2に該当する活動
	15 投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
	その他(任意)	従業員や消費者の日常生活

出所)グリーン・バリューチェーンホームページ記載情報をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

⁶Kepler Cheuvreux「Carbon Compass」(2015.11.23)

なお、リース資産は上流(カテゴリー8:自社が賃借しているリース資産の稼働)および下流(カテゴリー13:自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働)に分類されるが、カテゴリー8は算定・報告・公表制度において Scope1、2 に計上するため、該当なしのケースが大半となる。そのため、不動産運用会社はカテゴリー13に限定して開示するケースが多い(図表3・4)。

図表4 サプライチェーン排出量における Scope1・2・3 のイメージ(不動産業)



出所)環境省「サプライチェーン排出量算定の考え方」を参考に三井住友トラスト基礎研究所作成

<GHG 排出量開示とGRESB レーティングには相関がみられる>

GHG 排出量の開示義務化が進む中で、J-REIT の開示状況はどうであろうか。J-REIT 全銘柄における GHG 排出量開示状況を見ると、GHG 排出量実績の開示率は全体で 86.4%(2022 年:82.0%)と非常に高い(図表 5)。GRESB(2023)のレーティング別に Scope3 までの開示状況を確認すると、5Star、4Star は 71.4%と高いものの、3Star で 30%、それ以下では 0%となっており、開示状況に差が見られる(図表 5)。

GHG 排出量の開示区分は、投資法人によってまちまちである。Scope を示さずに総量のみケース、Scope 区分は行っているが Scope1・2 のみケース、Scope1・2・3 まで公表しているケースがある。5Star・4Star といった高レーティングの投資法人は Scope を区分しての開示に積極的である状況が窺える。

なお、Scope3 のカテゴリー区分をみると、Scope3 を開示している 28 銘柄のうち、カテゴリー13 のみの開示は 15 銘柄、上流を含めた開示は 4 銘柄、カテゴリー非掲載が 2 銘柄であった。図表 4 で指摘したとおり、不動産運用会社における Scope3 のメインターゲットはカテゴリー13 であることがわかる。

図表5 J-REIT 全銘柄の Scope 区分状況(レーティング別)

レーティング区分	GHG排出量開示	Scopeを区分して開示	Scope3まで開示
5Star (N=21)	100.0%	76.2%	71.4%
4Star (N=14)	85.7%	78.6%	71.4%
3Star (N=10)	100.0%	60.0%	30.0%
2Star以下 (N=10)	70.0%	10.0%	0.0%
未参加/非開示 (N=4)	25.0%	25.0%	0.0%
全体 (N=59)	86.4%	59.3%	47.5%
(参考:2022年) 全体 (N=61)	82.0%	45.9%	32.8%

注)2023年11月末時点

出所)J-REIT 各社公表資料等をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

<Scope4を意識した取組・開示が企業価値向上をもたらす>

これまで、GHG 排出量、特に Scope3 を中心に議論を展開したが、今後、GHG 排出量開示義務化はどのような方向で議論が進むのであろうか。

そもそも、カーボンニュートラルの達成には、個々の事業者単位での GHG 排出量を管理するだけでなく、社会全体での排出量削減を捉える必要がある。2023 年 4 月に行われた G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合では、「事業者自身の排出削減のみならず削減貢献量を認識することの価値を共有」することの重要性が確認されており、ここでいう「削減貢献量」に注目が集まっている。「削減貢献量」とは、自社製品・サービスにより、他社の GHG 排出量削減への貢献を数値化したものを言う。例えば、建設会社 A 社が先進的な ZCB (Zero Carbon Building) を開発・建設して、それを不動産運用会社 B がファンド等で取得したとしよう。この場合、A 社については ZCB 開発・建設の過程で A 社自身のサプライチェーン排出量が増加する。一方で、この ZCB を取得した不動産運用会社のファンド等運用段階での GHG 排出量を減らすこととなり、これは社会全体で見た場合、トータルで GHG 排出量削減に貢献することになる。つまり、A 社単体でのサプライチェーン排出量では評価できないものの、削減貢献量 (Avoided Emissions) として社会全体で GHG 排出量を捉えることにより、A 社の貢献を評価することが出来る。この削減貢献量は Scope1・2・3 とは別に、Scope4 と呼ぶケースがある。現在、Scope4 の算定・報告方法は統一されていないが、GHG プロトコルでも算定手法の検討が開始されている。Scope4 を定量的に算定・開示する制度が構築されれば、企業は社会全体の排出削減への貢献を事業機会と捉え、脱炭素技術開発に積極的に取り組むことができる。また、投資家への開示を通じて社会貢献をアピールすることが出来る。

日本における GHG 排出量の約 4 割は建築関連である。不動産業界ではすでに GHG 排出量の計測範囲を Whole Life Carbon とし、建築物運用時に排出される Operational Carbon だけではなく、建築物の資材調達、解体・廃棄段階で排出される Embodied Carbon についても算出し、これを低減する取組が始まっている。

Embodied Carbon に関して、例えば先に示した ZCB などの技術開発は社会全体の GHG 排出量削減に貢献する。この社会への貢献削減量である Scope4 を捉えて開示することは、投資家へのアピールにつながり、企業価値向上をもたらすと期待される。Scope1・2・3 開示義務化の規制遵守に留まらず、積極的に Scope4 を意識した取組・開示が他社との差別化につながるであろう。

【本件のお問い合わせ先】

私募投資顧問部

TEL : 080-7207-5130

<https://fofa.jp/smtri/a.p/116/>

株式会社三井住友トラスト基礎研究所

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1 三井住友信託銀行芝ビル 11F

<http://www.smtri.jp/>

1. この書類を含め、当社が提供する資料類は、情報の提供を唯一の目的としたものであり、不動産および金融商品を含む商品、サービスまたは権利の販売その他の取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介等を目的としたものではありません。銘柄等の選択、投資判断の最終決定、またはこの書類のご利用に際しては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。
2. この書類を含め、当社が提供する資料類は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、当社はその正確性および完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料は作成時点または調査時点において入手可能な情報等に基づいて作成されたものであり、ここに示したすべての内容は、作成日における判断を示したものです。また、今後の見直し、予測、推計等は将来を保証するものではありません。本資料の内容は、予告なく変更される場合があります。当社は、本資料の論旨と一致しない他の資料を公表している、あるいは今後公表する場合があります。
3. この資料の権利は当社に帰属しております。当社の事前の了承なく、その目的や方法の如何を問わず、本資料の全部または一部を複製・転載・改変等してご使用されないようお願いいたします。
4. 当社は不動産鑑定業者ではなく、不動産等について鑑定評価書を作成、交付することはありません。当社は不動産投資顧問業者または金融商品取引業者として、投資対象商品の価値または価値の分析に基づく投資判断に関する助言業務を行います。当社は助言業務を遂行する過程で、不動産等について資産価値を算出する場合があります。しかし、この資産価値の算出は、当社の助言業務遂行上の必要に応じて行うものであり、ひとつの金額表示は行わず、複数、幅、分布等により表示いたします。